

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、同年〇月〇日以降基本手当を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB事業所（以下「事業所」という。）を離職し、同年〇月〇日、公共職業安定所に出頭し、雇用保険の受給資格の決定を求めた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、離職理由は「任期满了による退職」ではない旨申し立てた。これに対し、安定所長は、事業所に確認の上、離職理由を変更しないこととし、同年〇月〇日、請求人に対し、同年〇月〇日以降基本手当を支給しない処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求を行ったが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 4 本件は、請求人が、更にこの決定を不服とし、特定受給資格者に該当すると主張して、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁の意見
(略)

第4 争 点

安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした本件処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、個別延長給付の対象となる特定受給資格者及び特定理由離職者に該当する旨主張する。

(2) 個別延長給付は、雇用失業情勢等を考慮し、特定受給資格者及び特定理由離職者であつて、一定の要件を満たしている者に対して、所定給付日数を超えて基本手当を支給することとされている（雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）附則第5条、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「則」という。）附則第19条）。

(3) 個別延長給付の対象となる特定受給資格者

ア 特定受給資格者に該当する者の範囲については、法第23条第2項、則第36条等において規定されており、それらによると、期間の定めのある労働契約の締結に際し、当該労働契約が更新されることが明示された場合において、当該労働契約が更新されないことを理由に離職した者は、特定受給資格者に該当するものとされている。

なお、上記の「明示された場合」とは、雇入通知書等文書により更新又は延長する旨が明示されている場合のほか、事業主と労働者との間において口頭により、契約を更新又は延長することについて双方が共通に認識を持っている場合も含まれるものと解するのが相当である。

これに加え、行政実務上、特定受給資格者に該当するためには、労働者が契約の更新を希望していたことが要件とされている。

特定受給資格者には、再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされたために手厚い給付日数が確保されているところ、上記行政実務上の取扱いは、労働者本人が雇用継続を希望しない場合は、再就職準備の時間的余裕なく離職を余儀なくされたとはいえないことを勘案したものであると解さ

れ、当審査会としても妥当なものと判断する。

イ 労働契約の更新が明示されていたか否かについては、事業所が、平成〇年〇月〇日頃、請求人に対して同年〇月〇日以降も事務補佐員(期間業務職員)として採用する旨伝達していることから、同日以降は、請求人と事業所との間において契約更新についての共通認識があり、契約更新が明示されたものといえる。

ウ 次に、労働契約更新について請求人が希望していたか否かについて、以下検討する。

(ア) 請求人は、平成〇年〇月〇日の再採用希望調査に対して希望する旨申し出たのであるから(公開審理における請求人の申述)、同年〇月〇日からの再採用を希望していた旨主張する。

(イ) この点、事業所は、平成〇年〇月〇日頃、再採用が決定したことを伝えたが、平成〇年度の採用手続が終了した後に、請求人が業務について納得できない旨所属部門の担当者に申し出てきたため、同年〇月〇日に人事課担当者が面談を実施したところ、請求人からは、勤務実績が評価されておらず、自ら再採用を辞退する旨の意向が示されたほか、同日の面談以降、再採用辞退の意思表示の撤回や話合いの申入れもなかった旨申述している。

(ウ) これに対し、請求人は、上記の面談日以降、再採用を希望する旨明示的に伝えたことはないが、再採用に応じない旨の文書への署名を拒否したこと、局長印を押した再採用をしない旨の通知書の受領を拒否したこと、辞令交付に行かなかったことなどから、請求人が再採用を希望していたことは明らかである旨主張する(公開審理における請求人の申述)。

(エ) また、請求人は、面談で再採用を断る旨伝えたか否かについては、「言ったかもしれないが、事業所に誘導されたものであり本意ではない。」「はっきりと覚えていない。」(公開審理における請求人の申述)と申述しており、その記憶は曖昧であるといわざるを得ない。

(オ) 一方で、事業所は、請求人が再採用を拒否したのが平成〇年度の採用手続終了後であったため、平成〇年度当初は1名欠員が生じた状態となったが、平成〇年〇月になって新たな事務補佐員を採用できたため、欠員状態が解消された旨申述しており、事業所に同年〇月〇日時点で請求人を退職させる理由又は事情があったことを認めることはできない。

(カ) 以上の諸点を総合すると、請求人が平成〇年〇月〇日の面談において事業所に対し再採用を辞退する旨の意思表示をしていないとはいえず、その後同月〇日までの間に当該意思表示を撤回したり、再採用を希望する旨の明示的な意思表示をした事実も確認できない。

エ したがって、請求人が労働契約の更新を希望していたとの主張を採用することはできず、請求人と事業所間の労働契約は同月〇日に期間満了で終了したものであるべきであり、請求人は特定受給資格者には該当しない。

(4) 個別延長給付の対象となる特定理由離職者

ア 個別延長給付の対象となる特定理由離職者の範囲については、法附則第5条第1項、則附則第19条、則第19条の2第1号において規定されており、それらによると、期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。）を理由に離職した者と定められている。

イ これを本件についてみると、上記（3）ウのとおり、請求人が労働契約の更新を希望したものは認められないことから、請求人は特定理由離職者には該当しないものと判断する。

ウ なお、請求人は、安定所長が業務取扱要領に従って離職証明書を取り扱っていない旨主張するが、離職証明書は離職後に作成されるものであり、請求人が離職に至った理由とは無関係であって、特定理由離職者又は特定受給資格者に該当するか否かの判断に影響を与える性質のものではないことから、請求人の上記主張は、本件処分を取り消すべき事由には当たらない。

3 結 論

以上のとおり、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって主文のとおり裁決する。